

令和 8 年第 4 回南部町議会定例会

改正条例新旧対照表

南部町

議案第58号 南部町印鑑条例(平成16年南部町条例第13号)新旧対照表

新	旧
(登録印鑑の制限) 第5条 (略) 2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民又は漢字圏の外国人住民(本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者に限る。)(以下「非漢字圏等の外国人住民」という。)が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 (印鑑登録原票) 第6条 (略) (1)～(6) (略) (7) <u>非漢字圏等の外国人住民</u>が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記 2 前項第1号から第5号までに掲げる事項については、磁気ディスクによ	(登録印鑑の制限) 第5条 (略) 2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民_____ _____が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 (印鑑登録原票) 第6条 (略) (1)～(6) (略) (7) <u>外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民</u>が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記 2 前項第1号から第5号までに掲げる事項については、磁気ディスクによ

り作成するものとする。

(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付)

第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自らの個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。)若しくは特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。)(これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。)又は移動端末設備(公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。)を利用して、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された機械であって、当該利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を自動的に交付する機能を有する端末機をいう。)により印鑑登録証明書の交付を申請し、及びその交付を受けることができる。

2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書又は移動端末設備

り作成することができる。

(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付)

第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自らの個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。)

___又は移動端末設備(公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。)を利用して、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された機械であって、当該利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を自動的に交付する機能を有する端末機をいう。)により印鑑登録証明書の交付を申請し、及びその交付を受けることができる。

2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、個人番号カード___又は移動端末設

を利用して、本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器で、当該申請者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。この場合においては、当該申請者の住所に印鑑登録証明書を郵送することにより、交付するものとする。

備を利用して、本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器で、当該申請者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。この場合においては、当該申請者の住所に印鑑登録証明書を郵送することにより、交付するものとする。

議案第 5 9 号 南部町保育所条例(平成16年南部町条例第101号)新旧対照表

新	旧												
(名称及び位置) 第2条 保育所の名称及び位置は次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>ひまわり保育園</td><td>南部町市山746番地1</td></tr> </table>	名称	位置	ひまわり保育園	南部町市山746番地1	(名称及び位置) 第2条 保育所の名称及び位置は次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>さくら保育園</td><td>南部町天萬1444番地1</td></tr> <tr> <td>ひまわり保育園</td><td>南部町市山746番地1</td></tr> <tr> <td>つくし保育園</td><td>南部町阿賀869番地3</td></tr> </table>	名称	位置	さくら保育園	南部町天萬1444番地1	ひまわり保育園	南部町市山746番地1	つくし保育園	南部町阿賀869番地3
名称	位置												
ひまわり保育園	南部町市山746番地1												
名称	位置												
さくら保育園	南部町天萬1444番地1												
ひまわり保育園	南部町市山746番地1												
つくし保育園	南部町阿賀869番地3												
2 (略)	2 (略)												

議案第 6 0 号 南部町活性化施設条例(平成16年南部町条例第131号)新旧対照表

新		旧	
(名 称 及 び 位 置)		(名 称 及 び 位 置)	
第2条 活性化施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 活性化施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名 称	位 置	名 称	位 置
笹畑集会所	南部町上中谷147番地1	笹畑集会所	南部町上中谷147番地1
法勝寺集落活性化施設	南部町法勝寺375番地2	笹畑直販所	南部町上中谷145番地1
		法勝寺集落活性化施設	南部町法勝寺375番地2

議案第61号 南部町病院事業の設置に関する条例(平成16年南部町条例第175号)新旧対照表

新			旧		
別表第4(第5条関係)			別表第4(第5条関係)		
1 居住費、滞在費及び食費			1 居住費、滞在費及び食費		
介護医療院における居住費(1日当たり)	個室	介護保険法第51条の3第2項第2号に定める居住費の基準費用額	介護医療院における居住費(1日当たり)	個室	介護保険法第51条の3第2項第2号に定める居住費の基準費用額
	2床室、4床室	同上		2床室、4床室	同上
介護医療院における滞在費(1日当たり)	個室	介護保険法第61条の3第2項第2号に定める滞在費の基準費用額	介護医療院における滞在費(1日当たり)	個室	介護保険法第61条の3第2項第2号に定める滞在費の基準費用額
	2床室、4床室	同上		2床室、4床室	同上
介護医療院における食費(1日当たり)	介護保険法第51条の3第1項の厚生労働省令で定める要介護被保険者	介護保険法第51条の3第2項第1号に定める食費の基準費用額	介護医療院における食費(1日当たり)	介護保険法第51条の3第2項第1号又は同法第61条の3第2項第1号に定める食費の基準費用額	
	介護保険法第61条の3第1項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者	介護保険法第61条の3第2項第1号に定める食費の基準費用額			
	上記以外の者	平成8年厚生省告示第203号における区分「健康保険法施行規則(大正15			

		年内務省令第36号)第58			
		条各号に該当する者以外			
		の者」の額の3食分			
2 特別室料			2 特別室料		
個室	1日につき	880円	個室	1日につき	880円
2床室	1日につき	550円	2床室	1日につき	550円